



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 本年度の研修会・セミナー開催予定の変更について（地域福祉部）
<https://www.zcwvc.net/2018/03/29/全社協地域福祉部-地域福祉推進委員会-平成30年度-会議-研修日程/>
- 全社協・地域福祉推進委員会「正副委員長会議」を開催（地域福祉部）
<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/>
- 関係機関・団体との協働によるひきこもり状態にある人と家族の支援について（地域福祉部）
<https://www.zcwvc.net/>

◇ 制度・施策等の動き

- 第21回社会保障審議会福祉部会（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000137867_00001.html
- 社会福祉法人会計基準検討会が初会合（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05125.html
- 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（第3回）」がこれまでの議論を整理（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04399.html
- 「働き方改革」関連の法改正の対応に向けて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html
<https://www.zcwvc.net/norma%E7%A4%BE%E5%8D%94%E6%83%85%E5%A0%B1/>（NORMA バックナンバーの紹介）

◇ その他（参考情報）

- 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」をとりまとめ（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>



◇ 全社協からのお知らせ

本年度の研修会・セミナー開催予定の変更について

本年度実施予定の会議・セミナーにつきまして、日程等の変更がございますのでお知らせいたします。

	(変更前)		(変更後)
・ 社協活動全国会議	8月29日～30日	⇒	11月19日～20日(午前). 会場：ニッショーホール 他

・ 社協生活支援活動強化セミナー	11月19日～20日	⇒	11月20日(午後) 会場：灘尾ホール 他
------------------	------------	---	--------------------------

※2会場(東日本、西日本)で行う予定でしたが、1会場(東京)のみの開催といたします。

・ 地域の福祉力セミナー	令和2年1月26日	⇒	中止
--------------	-----------	---	----

社会福祉法人の現況報告書の「地域における公益的取組」は必ずご記載ください

平成28年度の社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人は6月末までに現況報告書を所轄庁に届け出ることとなっており、社協についても、社会福祉法人として現況報告書の適切な記載と情報公開が求められています。

とくに現況報告書の中の「地域における公益的な取組」に関しては、社協本来の使命であり、事業・活動を積極的に発信する意味でも、必ずすべての社協において記載するようお願いいたします。

なお、平成30年1月23日の通知改正により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取り組みについても対象に含まれることとなっています。詳細については下記の通知をご参照ください。

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(社援基発0123第1号 平成30年1月23日)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000191934.pdf>



全社協・地域福祉推進委員会 令和元年度第 1 回正副委員長会議を開催

地域福祉推進委員会は、6月14日（金）、令和元年度第1回正副委員長会議を開催しました。会議では、5月22日（水）に開催した令和元年度地域福祉推進委員会総会にて承認された事業計画をもとに、今年度の事業の進め方を確認しました。

会議では、地域福祉推進委員会内に「企画小委員会」、「市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」、「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」の3つの専門委員会を設置し、具体的な協議を進めることを確認しました。

専門委員会と協議内容（予定）

企画小委員会

- (1) 「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプラン等を踏まえた社協の事業・活動のあり方に関する事項
 - ① 市区町村社協経営指針（平成17年3月）の改定
 - ② 「地域福祉活動計画策定指針」（平成15年11月）の改定に向けた事例の収集
- (2) その他、第2次アクションプランを踏まえた社協の取り組みの推進に関する事項
 - ① 『社協・生活支援活動強化方針』チェックリスト』の実施

市区町村社協介護サービス経営研究幹事会

- (1) 2021年介護保険制度改正に向けた対応
- (2) 市区町村社協における介護サービス経営の強化・改善に向けた取り組み

今後の権利擁護体制のあり方検討委員会

- (1) 日常生活自立支援事業に関する業務の効率化及び不正防止の取り組み強化
- (2) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用促進の一体的な展開の推進

正副委員長からは、どの社協事業であっても、既存の事業と連携しながら、住民とともに地域福祉活動を進めていくことが社協らしい地域福祉の推進につながるということ、また、そのためには局内連携したうえで、社協の総合力を向上させることが重要であるという意見が出されました。

各専門委員会の委員については、社会福祉協議会業務用ホームページ「社協の杜」をご参照ください。

<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/>

関係機関・団体との協働によるひきこもり状態にある人と家族の支援について（地域福祉部）

今般、川崎市の事件や農林水産省の元事務次官による事件など、痛ましい事件が続いています。事件の詳細は現在捜査中であり、事実関係は定かではありませんが、安易にひきこもりに結び付ける報道もあり、ひきこもりの子どもを持つ親などから、社協に相談が寄せられている場合もみられます。こうした状況を踏まえ、去る6月7日、全社協地域福祉推進委員会より文書「関係機関・団体との協働によるひきこもり状態にある人と家族の支援について（お願い）」（全社地発第115号）を発信しました。標記文書はひきこもり状態にある方やその家族に対する必要な支援と対応の留意点をお伝えするものです。

社協として、『社協・生活支援活動強化方針』に掲げた、「地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言」を踏まえ、あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築に向け、事業や活動を展開することが求められます。

詳細は下記の URL からご覧ください。

<https://www.zcwvc.net/>

また、厚生労働省からも、ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について通知が発出されていますので別添資料①をあわせてご確認ください。



◇ 制度・施策等の動き

社会保障審議会福祉部会（第 21 回）が開催（厚生労働省）

令和元年 5 月 31 日、社会保障審議会福祉部会（第 21 回）が開催され、「地域共生社会の実現に向けた取組の在り方について」「社会福祉法人の事業展開等の在り方について」をテーマに審議が行われました。

それぞれ、令和元年度から新たに創設された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」と「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」における検討内容と今後の予定等について説明と審議がありました。

審議では、社会福祉法人が主体になった連携法人制度の検討については、地域医療連携推進法人のような新たな仕組みの必要性を指摘する意見と合わせて、まずは既存組織である社協の利用を優先すべきという意見が出されています。社協が中心となった地域のネットワークづくりの力量が問われている状況といえます。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】社会保障審議会福祉部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000137867_00001.html

社会福祉法人会計基準検討会が初会合（厚生労働省）

令和元年 6 月 9 日、社会福祉法人会計基準検討会（第 1 回）が開催されました。本検討会は、地域社会の脆弱化等の社会構造の変化の中で多様化・複雑化する福祉ニーズの変化に対応する社会福祉法人の会計処理の課題等について検討することを目的に設置されたものです。

本検討会では、「組織再編に関する会計処理（合併、事業譲渡）について」を中心に検討し、年内を目途にとりまとめを行うこととしています。

また、その後に検討する課題として、平成 23 年の新基準策定時から継続的検討とされている事項があります。これは、生活福祉資金等の貸付事業、積立基金、社協モデル経理規程の事業会計といった社会福祉協議会にかかる会計処理に関するものが含まれます。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】社会福祉法人会計基準検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05125.html

「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（第 3 回）」がこれまでの議論を整理（厚生労働省）

社会福祉法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることや、「経済政策の方向性に関する中間整理」（平成 30 年 11 月 未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議）を踏まえ、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため設置された「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（第 3 回）」が、令和元年 6 月 17 日に開催されました。

これまでの議論を踏まえ、社会福祉法人における連携や協働化、大規模化の意義と具体的な対応の方向性を整理しました。今回の検討会を受け、次回、中間とりまとめを行い、さらなる具体的な議論は、秋以降に行う予定となっています。



今後の対応に向けた考え方では、「社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進していくことが重要である」「厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、『小規模法人のネットワーク化による協働推進事業』における実施状況や課題を把握し、法人間連携の更なる推進を図る」「社会福祉の分野では、法人間連携の枠組として社会福祉協議会の仕組みがあり、その活用が重要である」といった社会福祉協議会の役割の期待や重要性を指摘する委員からの意見が複数取り上げられています。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04399.html

「働き方改革」関連の法改正の対応に向けて

平成31年4月1日から「働き方関連法」が施行されていますが、各項目の適応開始時期は「中小企業法」の基準でいう大企業と中小企業により違うものがあります。社協はサービス業に分類されますが、資本金等の概念がないため労働者数の定義で判断することになります。社協の多くは、「常時使用する従業員の数が100人以下の会社」とされる中小企業に該当します。各項目と具体的な施行期日は次のとおりです。

[働き方改革関連法改正の主な項目と施行期日]

項目	施行期日(※中小企業の場合)
① 時間外労働の上限規制	2019年4月1日 2020年4月1日(※)
② 「勤務間インターバル制度」の導入促進	2019年4月1日
③ 年次有給休暇の付与義務	2019年4月1日
④ 月60時間超残業に対する割増賃金率引き上げ	適用済み 2023年4月1日(※)
⑤ 労働時間状況の客観的な把握	2019年4月1日
⑥ 産業医・産業保健機能の強化	2019年4月1日
⑦ 不合理な待遇差の解消	2020年4月1日 2021年4月1日(※)
⑧ 労働者に対する説明義務の強化	2020年4月1日 2021年4月1日(※)

上記項目の内容を含めた「働き方改革関連法」の内容と社協における課題については、NORMA社協情報2018年12月号「社協の質を向上させる人事・労務管理(第17回)」をご参照ください。また、「働き方改革関連法」の詳細については、厚生労働省のホームページでも確認できます。遅滞なきご対応に向け、必要な情報収集等のご準備をお願いします。

【地域福祉・ボランティア情報ネットワーク】NORMA社協情報

<https://www.zcwvc.net/norma%E7%A4%BE%E5%8D%94%E6%83%85%E5%A0%B1/>

【厚生労働省】「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html



◇ その他（参考情報）

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」をとりまとめ

認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人が増加しています。そうした背景を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向け、その人の判断能力や家族関係がどのような状態であっても、個人としてその意思が尊重され、医療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要です。こうした観点から、厚生労働省の研究班により「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」がとりまとめられました。

ガイドラインの中では、成年後見人等に期待される具体的な役割を以下のとおり4点挙げています。

①契約の締結について

本人の健康状態に応じた医療サービスが受けられるよう、診療契約を締結するとともに、それに伴う費用を医療機関からの請求に応じて本人の資産の中から支払いを行う。

②身上保護（適切な医療サービスの確保）について

本人に必要な医療が円滑に実施されるよう、治療方針の決定に役立つような医療情報を本人の家族等から収集し、医療機関に提供する。また、医療機関から提供された本人の医療情報を適切に管理する。

③本人意思の尊重

医療についての説明を本人が理解しやすいよう、本人の信頼する専門職へ同席を依頼する、成年後見人等がわかりやすい言葉で伝える、説明の場を本人の慣れ親しんだ環境にする等の工夫を施す。その他、医療機関等に対し、本人の意思を推定する材料となる個人情報を提供する。本人がどのようなサービスと契約しうるのか、財産状況も踏まえて説明する。

④その他

本人に親族がいる場合には、関わりの薄くなっていた親族への連絡、情報提供、関与を依頼するとともに、親族との役割分担を行い、必要に応じて意見調整等を行う。

ガイドラインでは、医療機関の職員が成年後見人等との連携の仕方が分からなかったり、成年後見人等の業務に疑問が生じたりする場合には、中核機関等に相談することが考えられるとしています。中核機関等は、権利擁護支援の相談機関として、医療機関からのこうした相談への対応も期待されています。

また、日常生活自立支援事業についても触れられており、医療機関における身寄りがいない人への対応にあたっての連携について記載されています。

詳細は下記の URL からご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>



<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

※次号より、市区町村社会福祉協議会の地域福祉担当部の皆様につきましても同様にお送りいたします。

«配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

* 「News File」では、毎月1回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。
併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話かeメール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。